

第537回 海務協議会

(1) 日時：平成28年3月10日（木）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「伊勢志摩サミット等の開催に伴うテロ対策」への協力依頼について
監視部：佐々木 統括監視官
2. 「北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出に係る下限額引下げ」等について
監視部：菅 上席監視官
3. 「平成27年の横浜税関における密輸事犯摘発状況」について
監視部：澤口 統括監視官
4. 本協議会に関するアンケートについて
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成28年 5月 11日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

平成 28 年 3 月 10 日

横 浜 税 関

「伊勢志摩サミット等の開催に伴うテロ対策」への協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月 26～27 日に主要国首脳会議（サミット）が伊勢志摩で開催される他、当関所管内においては 5 月 15 日～17 日に科学技術相会合、5 月 20～21 日に財務相会合・中央銀行総裁会議の開催が予定されております。

過去における国際会議の開催に際しては、反グローバルリズムを掲げる過激な勢力等による暴動等の違法行為事案が発生しているほか、極左暴力集団・右翼によるテロ・ゲリラ事件の発生も懸念されております。

このような状況下、税関ではテロ関連物資の国内流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、船舶・航空機取締り、貨物の検査強化を図り、関係取締機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

つきましては、本対策の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

密輸 1 1 0 番

フリーダイヤル シロイ クロイ
0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1

メールアドレス E-mail : yokohama-mitsuyul10@customs.go.jp



港湾で働く皆様へ



横浜税関 平成28年2月1日

テロ対策取締強化実施中

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税関は、「伊勢志摩サミット等の開催に伴う水際対策」実施にあたり、テロ行為等を未然に防止する目的として、取締の一層の強化を図ります。本サミット等の開催に際しましては、国際テロリスト等によるテロ行為、反グローバリズム団体等による暴動等の発生が懸念されています。

これらのテロ行為等を防ぐためには、皆様からの情報が重要です。皆様には、本取組みの趣旨をご理解いただき、不審人物及び貨物の異常な点、異常な行動を目撃された場合には、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡をお願いいたします。

港でこんなことに会ったら税関にお知らせください。

- 埠頭のゲートやフェンス付近を何度も往來する人物・車両を見かけたとき
- レンタカーや普段見かけない他府県ナンバーの車両を見かけたとき
- 不審な漂流物・漂着物を発見したとき
- 外国貿易船の接岸している岸壁付近で不審物を見つけたとき
- 周囲を警戒していたり、落ち着きのない乗組員・訪船者を見かけたとき
- 乗組員・訪船者の身辺に異常なふくらみがあったり、寒くもないのに厚着をしていたとき
- 手荷物を持って外国貿易船を降りている人物を見かけたとき



けん銃・麻薬等の密輸に関する情報提供のご協力を!

密輸ダイヤル (24時間受付)

0120-461-961
シロイ クロイ

QRコード



横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸ダイヤルカードをご活用願います。

テロ警戒中



「手荷物検査」

にご協力をお願いします。

テロ関連物資の輸入は、
関税法により禁止されています。



税関

密輸ダイヤル 24h

▶ 0120-461-961

税関HP <http://www.customs.go.jp/>





Customs Public Relations



Yokohama Customs 1st MAR.2016

Anti-terrorism Campaign Is Underway

On the holding of iseshima-summit, Japan Customs are trying even more to strengthen the surveillance to prevent terrorism-related actions on border measures.

It is concerned that terrorism-related actions by international terrorists, or disturbances by anti-globalism organizations would happen.

In order to avoid these above, we Customs are enhancing the surveillance by in-board patrol. We appreciate your cooperation. We would like you to understand the aim of this policy, and transfer your information to us, however little it may be, by using 'Smuggling Hotline' written below, or through ship's agents, when witnessing any suspicious people, cargos, and behavior.



けん銃・麻薬等の密輸に関する情報提供のご協力を!

Smuggling-Hotline(24 hour a day)

0120-461-961

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

QRコード



CUSTOMS CONTROL



Fight against Terrorism

Importation of terrorism-related goods is prohibited by Customs Law.



Japan Customs

Web Site <http://www.customs.go.jp/english/index.htm>



[総理大臣](#)[記者会見](#)[閣議](#)[国の政策](#)[歴代内閣](#)[資料集](#)[首相官邸トップ](#) > [北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射について](#) > [我が国独自の対北朝鮮措置について](#)

我が国独自の対北朝鮮措置について

[印刷](#)[ツイート](#) [シェア](#)[English](#)

平成28年2月10日

我が国は、北朝鮮に対し、累次にわたり、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を行わないよう繰り返し強く求めてきた。また、拉致問題についても、安倍政権の最重要課題として、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたが、いまだ解決に至っていない。

このような中、今回、北朝鮮が国際社会の制止を無視して4回目の核実験を行い、その後さらに弾道ミサイルの発射を強行したことは、我が国の安全に対する直接的かつ重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できない。

我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するために何が最も有効な手段かという観点から真剣に検討してきた結果、以下の独自措置を実施することを決定した。

第一に、人的往來の規制措置を実施する。具体的には、以下の措置を実施する。

1. 北朝鮮籍者の入国の原則禁止
2. 在日北朝鮮当局職員及び当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止(対象者を従来より拡大)
3. 我が国から北朝鮮への渡航自粛要請
4. 我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合わせ
5. 北朝鮮籍船舶の乗員等の上陸の原則禁止
6. 「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」の原則禁止
7. 在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国の禁止

第二に、北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出届出の下限金額を100万円超から10万円超に引き下げるとともに、人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮向けの支払を原則禁止する。

第三に、人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止するとともに、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港を禁止する。

第四に、資産凍結の対象となる関連団体・個人を拡大する。

我が国としては、「対話と圧力」、「行動対行動」という一貫した方針の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた北朝鮮の前向きな動きを強く求める。我が国としては、最重要課題である拉致問題の解決に向けた対話を継続し、ストックホルム合意に基づき、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく所存である。

関連リンク

- ・ [安倍総理会見](#)
- ・ [内閣官房長官記者会見 平成28年2月10日\(水\)午後](#)

[ページの先頭へ戻る](#)[ご意見・ご感想](#) [サイトマップ](#) [RSS配信について](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [プライバシーポリシー](#)

内閣官房内閣広報室

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

Copyright © Cabinet Public Relations Office, Cabinet Secretariat. All Rights Reserved.

財 関 第 220 号
平成 28 年 2 月 19 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 佐川 宣寿

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部改正について

財務省告示第 51 号（平成 28 年 2 月 19 日）の公布に伴い、支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 2 月 19 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表（案）
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 20 年政令第 123 号）の一部の施行に伴い、旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、下記のとおり定めたので、<u>平成 28 年 2 月 19 日</u>から、これにより実施されたい。 記 第 1 目的 （省略） 第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（省略） 第 3 申告の対象等 1 申告対象 旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。 （1）携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第 2 項各号に定める方法により計算した額の合計額）が 100 万円<u>（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円）</u>に相当する額を超えるもの。	支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 20 年政令第 123 号）の一部の施行に伴い、旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、下記のとおり定めたので、<u>平成 26 年 7 月 4 日</u>から、これにより実施されたい。 記 第 1 目的 （同左） 第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（同左） 第 3 申告の対象等 1 申告対象 旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。 （1）携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第 2 項各号に定める方法により計算した額の合計額）が 100 万円に相当する額を超えるもの。

新旧対照表（案）
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(2) (省略) 2 申告者 (1) ～ (3) (省略) 3 申告書の受理及び許可 (省略) (1) ～ (4) (省略) 4 申告書の記入要領 申告を要する旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。 (1) ～ (2) (省略) (3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては 10 万円 <u>（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 1 万円）</u> 未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては 10 万円 <u>（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 1 万円）</u> 相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。 (4) ～ (5) (省略) (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100 万円 <u>（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円）</u> 未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。 なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。	(2) (同左) 2 申告者 (1) ～ (3) (同左) 3 申告書の受理及び許可 (同左) (1) ～ (4) (同左) 4 申告書の記入要領 申告を要する旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。 (1) ～ (2) (同左) (3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては 10 万円未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては 10 万円相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。 (4) ～ (5) (同左) (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100 万円未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。 なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。

新旧対照表（案）
 【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
 （注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(7) ～ (9) (省略)	(7) ～ (9) (同左)

新旧対照表（案）
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前																														
☐ 輸出 ☐ 申告書 ☐ 輸入 (税関用) 支払手段等の携帯 携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の①の合計金額が <u>100 万円(※)相当額を超える方</u>、又は下記 1 の②の合計重量が <u>1 キログラムを超える方</u>、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* <u>北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">税関長殿</td> <td style="width: 20%;">申告年月日</td> <td style="width: 60%;">年 月 日</td> </tr> </table> 申告者 <table border="1" style="width: 90%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">氏名（漢字）</td><td></td></tr> <tr><td>氏名（ローマ字）</td><td></td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>国 籍</td><td></td></tr> <tr><td>旅 券 番 号</td><td></td></tr> </table> 以下のとおり申告します。 1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等 (1) 支払手段又は証券 ☐ 現 金（原通貨で記入） ☐ 小切手（旅行小切手を含む。） ☐ 約束手形 ☐ 証 券（有価証券に限る。） 合計金額（100 万円(※)未満切捨て） 万円 * <u>北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円</u> (2) ☐ 貴金属（金の地金で純度 90%以上のものに限り。） 合計重量（1キログラム未満切捨て） キログラム 2 仕向地（又は積出地）の名称 ☐ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [降機(船)地名:] ☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [乗機(船)地名:] 3 輸出（又は輸入）の実行の日 ☐ 申告の日 ☐ 申告の日の翌日 署 名 税関記入欄 許可年月日	税関長殿	申告年月日	年 月 日	氏名（漢字）		氏名（ローマ字）		住 所		生 年 月 日	年 月 日	国 籍		旅 券 番 号		☐ 輸出 ☐ 申告書 ☐ 輸入 (税関用) 支払手段等の携帯 携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の①の合計金額が <u>100 万円相当額を超える方</u>、又は下記 1 の②の合計重量が <u>1 キログラムを超える方</u>、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">税関長殿</td> <td style="width: 20%;">申告年月日</td> <td style="width: 60%;">年 月 日</td> </tr> </table> 申告者 <table border="1" style="width: 90%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">氏名（漢字）</td><td></td></tr> <tr><td>氏名（ローマ字）</td><td></td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>国 籍</td><td></td></tr> <tr><td>旅 券 番 号</td><td></td></tr> </table> 以下のとおり申告します。 1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等 (1) 支払手段又は証券 ☐ 現 金（原通貨で記入） ☐ 小切手（旅行小切手を含む。） ☐ 約束手形 ☐ 証 券（有価証券に限る。） 合計金額（100 万円(※)未満切捨て） 万円 (2) ☐ 貴金属（金の地金で純度 90%以上のものに限り。） 合計重量（1キログラム未満切捨て） キログラム 2 仕向地（又は積出地）の名称 ☐ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [降機(船)地名:] ☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [乗機(船)地名:] 3 輸出（又は輸入）の実行の日 ☐ 申告の日 ☐ 申告の日の翌日 署 名 税関記入欄 許可年月日	税関長殿	申告年月日	年 月 日	氏名（漢字）		氏名（ローマ字）		住 所		生 年 月 日	年 月 日	国 籍		旅 券 番 号	
税関長殿	申告年月日	年 月 日																													
氏名（漢字）																															
氏名（ローマ字）																															
住 所																															
生 年 月 日	年 月 日																														
国 籍																															
旅 券 番 号																															
税関長殿	申告年月日	年 月 日																													
氏名（漢字）																															
氏名（ローマ字）																															
住 所																															
生 年 月 日	年 月 日																														
国 籍																															
旅 券 番 号																															

新旧対照表（案）
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(裏面) 【記入要領】 - 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 - 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 - 支払手段又は証券の金額は、以下のように入力してください。 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形を含みます。）の額は、その表示される額 - 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 - 合計金額は、100 万円(※)未満を切り捨てた上で、記入してください。※ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 - 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出発予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 - 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 (「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。) 【留意事項】 携帯して、100 万円(※)相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。 ※ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円	(裏面) 【記入要領】 - 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 - 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 - 支払手段又は証券の金額は、以下のように入力してください。 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形を含みます。）の額は、その表示される額 - 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 - 合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 - 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出発予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 - 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 (「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。) 【留意事項】 携帯して、100 万円(※)相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。

新旧対照表（案）
 【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
 （注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後		改正前	
(申告者用) ☐ 輸出 支払手段等の携帯 申告書 ☐ 輸入 携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の(1)の合計金額が 100 万円(※)相当額を超える方、又は下記 1 の(2)の合計重量が 1 キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円		(申告者用) ☐ 輸出 支払手段等の携帯 申告書 ☐ 輸入 携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の(1)の合計金額が 100 万円相当額を超える方、又は下記 1 の(2)の合計重量が 1 キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。	
税関長殿 申告年月日 年 月 日 申告者 氏名（漢字） 氏名（ローマ字） 住 所 生 年 月 日 年 月 日 国 籍 旅 券 番 号 以下のとおり申告します。 1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等 (1) 支払手段又は証券 ☐ 現 金（原通貨で記入） ☐ 小切手（旅行小切手を含む。） ☐ 約束手形 ☐ 証 券（有価証券に限る。） 合計金額（100 万円(※)未満切捨て） 万円 * 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円 (2) ☐ 貴金属（金の地金で純度 90%以上のものに限る。） 合計重量（1キログラム未満切捨て） キログラム 2 仕向地（又は積出地）の名称 ☐ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [降機(船)地名:] ☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [乗機(船)地名:] 3 輸出（又は輸入）の実行の日 ☐ 申告の日 ☐ 申告の日の翌日 署 名 税 関 記 入 欄 許可年月日		税関長殿 申告年月日 年 月 日 申告者 氏名（漢字） 氏名（ローマ字） 住 所 生 年 月 日 年 月 日 国 籍 旅 券 番 号 以下のとおり申告します。 1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等 (1) 支払手段又は証券 ☐ 現 金（原通貨で記入） ☐ 小切手（旅行小切手を含む。） ☐ 約束手形 ☐ 証 券（有価証券に限る。） 合計金額（100 万円(※)未満切捨て） 万円 (2) ☐ 貴金属（金の地金で純度 90%以上のものに限る。） 合計重量（1キログラム未満切捨て） キログラム 2 仕向地（又は積出地）の名称 ☐ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [降機(船)地名:] ☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [乗機(船)地名:] 3 輸出（又は輸入）の実行の日 ☐ 申告の日 ☐ 申告の日の翌日 署 名 税 関 記 入 欄 許可年月日	

新旧対照表（案）
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
（裏面） 【記入要領】 1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 (1) 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 (2) 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 (3) 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 (4) 合計金額は、100 万円（※）未満を切り捨てた上で、記入してください。※ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円 (5) 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 4 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出発予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 （その他の事項） （「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。） 【留意事項】 携帯して、100 万円（※）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。 ※ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円	（裏面） 【記入要領】 1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 (1) 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 (2) 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 (3) 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 (4) 合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 (5) 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 4 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出発予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 （その他の事項） （「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。） 【留意事項】 携帯して、100 万円（※）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。

北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金等を携帯して持ち出す方へ

— 支払手段等の携帯輸出・輸入申告書の記入例 —

この輸出入申告書を提出した場合には、「支払手段等の携帯輸出入届出書」の提出は不要です。

平成28年2月19日から、北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金・小切手等を携帯して持ち出す場合には、税関に「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。なお、様式につきましては、全国の空港や港にある税関に備え付けています。

(税関用)		☒ 輸出 支払手段等の携帯 申告書	☐ 輸入
携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の(1)の合計金額が100万円（*）相当額を超える方、又は下記1の(2)の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円			
税関長殿	申告年月日	2010年 〇月 ×日	
申告者	氏名（漢字）	税 関 太 郎	
	氏名（ローマ字）	Z E I K A N T A R O	
	住 所	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	
	生年月日	1970年 12月 30日	
	国 籍	日 本	
	旅券番号	A B 0 1 2 3 4 5	
以下のとおり申告します。			
1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等			
(1) 支払手段又は証券			
☒ 現 金（原通貨で記入） 150,000 円			
☐ 小切手（旅行小切手を含む。）			
☐ 約束手形			
☐ 証 券（有価証券に限る。）			
合計金額（100万円（*）未満切捨て） 10 万円			
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円			
(2) ☐ 貴金属（金の地金で純度90%以上のものに限る。）			
合計重量（1キログラム未満切捨て）			
2 仕向地（又は積出地）の名称			
☒ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: AB航空012便]			
[降機(船)地名: ビョンナン]			
☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:]			
[積機(船)地名:]			
3 輸出（又は輸入）の実行の日 ☒ 申告の日			
☐ 申告の日の翌日			
署 名 税 関 太 郎			
税 関 記 入 欄			
許可年月日			

『支払手段等の携帯輸出・輸入申告書』は、2枚複写式になっています。ボールペン等で1枚目に必要事項を記入の上、税関に提出してください。（1枚目：税関用、2枚目：申告者用）

申告対象

次のものの合計額が10万円相当額を超える場合

- ・ 現金（本邦通貨、外国通貨）
- ・ 小切手
- ・ トラベラーズ・チェック、旅行小切手
- ・ 約束手形
- ・ 有価証券（株券、国債等）

仕向地の名称

申告者が搭乗（乗船）する航空機（船舶）の名称及び降機（下船）する地名を記入してください。

輸出の実行の日

出国の際に利用する航空機（又は船舶）の出港予定日が申告書の税関での提出の日と同じの日となる場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日となる場合には「申告の日の翌日」欄にチェックを記入してください。



※申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。
※ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。



税 関

<http://www.customs.go.jp/>

(二) については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。



報道発表

平成 28 年 2 月 19 日
横 浜 税 関

平成27年の横浜税関における密輸事犯摘発状況

摘 発 件 数 が 過 去 最 高 を 記 録
国 際 郵 便 物 に よ る 摘 発 が 大 幅 増 加

- 不正薬物の摘発件数は 988 件(前年比約 11.1 倍)と「過去最高」を記録し、押収量は約 213kg(前年比約 4.1 倍)と増加するなど、依然として深刻な状況
- 国際郵便物による摘発が 981 件と不正薬物全体の約 99%を占める
- 最大の摘発は、メキシコ合衆国来テキーラ瓶に隠匿された覚醒剤約 171kg

[主な特徴]

<指定薬物事犯>

- 摘発件数は 826 件で不正薬物全体の摘発件数の約 84%を占め、押収量は約 21kg を記録
- 密輸形態別に見ると、航空機旅客の1件を除き、全てが国際郵便物での摘発

<覚醒剤事犯>

- 摘発件数は 10 件(前年比 2 倍)、押収量は約 172kg(前年比約 3.8 倍)といずれも増加

<大麻事犯>

- 摘発件数は 59 件(前年比約 1.7 倍)、押収量は約 19kg(前年比約 3.1 倍)といずれも増加

<麻薬事犯>

- 摘発件数は 90 件(前年比約 1.9 倍)、押収量は約 1kg(前年比約 2 倍)といずれも増加
- MDMA の摘発件数が 17 件(前年比約 5.7 倍)と増加

1. 社会悪物品の摘発実績(全国・横浜)

種 類		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		前年比	
			横 浜		横 浜		横 浜		横 浜		横 浜		横 浜
覚醒剤	件	185	5	141	4	154	3	174	5	83	10	48%	200%
	kg	402	69	482	7	859	241	549	45	422	172	77%	381%
大 麻	件	71	2	82	5	66	11	99	35	122	59	123%	169%
	kg	57	0	132	1	13	1	74	6	34	19	45%	305%
大麻草	件	57	2	58	3	52	11	52	17	58	28	112%	165%
	kg	6	0	104	0	12	1	35	5	28	18	80%	353%
大麻樹脂	件	14	—	24	2	14	—	47	18	64	31	136%	172%
	kg	51	—	29	1	1	—	40	1	6	1	15%	80%
あへん	件	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	kg	4	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
麻薬	件	37	2	46	3	128	10	91	48	213	90	234%	188%
	kg	44	—	11	—	135	118	6	0	26	1	402%	197%
	千錠	5	3	4	3	17	2	2	2	1	0	57%	5%
ヘロイン	件	6	—	3	—	3	—	2	—	2	—	100%	—
	kg	3	—	1	—	4	—	0	—	2	—	3,984.2倍	—
コカイン	件	9	—	7	—	10	1	10	4	8	5	80%	125%
	kg	38	—	9	—	127	118	2	0	18	0	935%	16.3倍
MDMA等	件	4	—	5	—	6	1	5	3	23	17	460%	567%
	kg	2	—	0	—	3	0	0	0	0	0	33.6倍	40.5倍
ケタミン	千錠	0	—	0	—	0	—	0	0	0	0	142%	18%
	件	1	—	8	—	5	—	7	—	12	—	171%	—
	kg	0	—	0	—	0	—	1	—	4	—	379%	—
その他麻薬	件	17	2	23	3	104	8	67	39	168	68	251%	174%
	kg	1	—	0	—	1	0	3	0	2	0	45%	172%
	千錠	5	3	4	3	17	2	2	2	1	0	55%	5%
向精神薬	件	31	3	39	2	33	3	26	1	16	3	62%	300%
	kg	2	—	—	—	0	—	—	—	0	0	全増	全増
指定薬物	千錠	13	3	12	1	10	2	9	2	7	4	79%	227%
	件	—	—	—	—	—	—	—	—	1,462	826	全増	全増
	kg	—	—	—	—	—	—	—	—	37	21	全増	全増
合 計	件	326	12	308	14	382	27	390	89	1,896	988	486%	11.1倍
	kg	509	69	626	8	1,007	359	630	52	519	213	82%	411%
	千錠	5,141	6	16	4	27	4	11	4	8	4	74%	121%
(参考)使用回数		万回	1,550	—	1,701	—	3,331	—	1,885	—	1,498	—	80%

銃 砲	件	—	—	3	—	4	—	3	—	5	1	167%	全増
	丁	—	—	4	—	6	—	4	—	5	1	125%	全増
うち拳銃	件	—	—	3	—	4	—	3	—	5	1	167%	全増
	丁	—	—	4	—	6	—	4	—	5	1	125%	全増
銃砲部品	件	1	—	3	—	—	—	2	—	—	—	全減	—
	点	1	—	3	—	—	—	2	—	—	—	全減	—

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計数量を示す。
4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
5.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、あへん:0.3g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
6.端数処理のため数値が合わないことがある。
7.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
8.平成27年の数値は速報値である。

2. 不正薬物の密輸形態別摘発件数(全国・横浜)

(件)

形態別	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜
航空機旅客等による密輸	175	1	130	3	135	0	171	1	107	1
国際郵便物を利用した密輸	102	9	130	7	204	24	166	82	1734	981
商業貨物等を利用した密輸	41	1	33	2	30	1	39	6	45	3
航空貨物等	37	0	25	0	26	0	27	0	34	0
海上貨物等	4	1	8	2	4	1	12	6	11	3
船員等による密輸	8	1	15	2	13	2	14	0	10	3
合 計	326	12	308	14	382	27	390	89	1896	988

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

3. 不正薬物の仕出国別摘発件数(横浜)

仕出国	中国	英国	香港	オランダ	米国	チェコ	カナダ	スイス	スウェーデン	その他	合計
摘発件数(件)	437件	114件	90件	52件	49件	47件	27件	24件	24件	124件	988件
(うち国際郵便物)	(436件)	(114件)	(90件)	(52件)	(47件)	(47件)	(27件)	(24件)	(24件)	(120件)	(981件)
構成比(%)	44%	12%	9%	5%	5%	5%	3%	2%	2%	13%	100%

4. 平成27年の横浜税関における主な摘発事例

【事例1】中古自動車に隠匿された大麻を摘発

平成27年2月、本牧埠頭出張所に申告されたアメリカ合衆国来中古自動車を検査したところ、後部座席背もたれ部分に隠匿されていた大麻約8kgを発見・摘発した。



【事例 2】国際郵便物に隠匿されたMDMAを摘発

平成27年3月、オランダ王国から到着した国際郵便物を検査したところ、ディスクケース内に隠匿されていた MDMA 約33gを発見・摘発した。



【事例 3】国際郵便物に隠匿された指定薬物を摘発

平成27年4月、アメリカ合衆国から到着した国際郵便物を検査したところ、紙箱内に収納された指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液状物約79gを発見・摘発した。



【事例 4】国際郵便物に隠匿された大麻を摘発

平成27年4月、カナダから到着した国際郵便物を検査したところ、透明ビニール袋内に収納された大麻約7gを発見・摘発した。



【事例 5】国際郵便物に隠匿された指定薬物を摘発

平成27年5月、チェコ共和国から到着した国際郵便物を検査したところ、気泡製緩衝材に包まれていた亜硝酸イソプロピルを含有する液状物約220g、亜硝酸イソブチルを含有する液状物約91gを発見・摘発した。



【事例 6】国際郵便物に隠匿された麻薬及び指定薬物を摘発

平成27年6月、英国から到着した国際郵便物を検査したところ、ディスクケース内に隠匿されていた麻薬約10g及び指定薬物約56gを発見・摘発した。



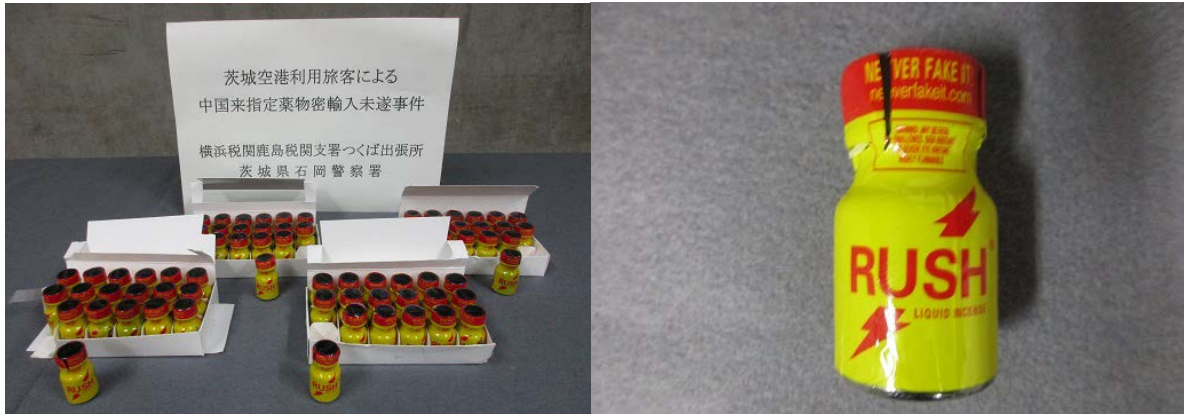
【事例 7】テキーラ瓶に隠匿された覚醒剤を摘発

平成27年10月、メキシコ合衆国から到着したテキーラを検査したところ、テキーラ瓶1,026本に隠匿された覚醒剤約171kgを発見・摘発した。



【事例 8】 航空機旅客のボストンバッグに隠匿された指定薬物を摘発

平成27年11月、中華人民共和国から茨城空港に到着した航空機旅客のボストンバッグを検査したところ、指定薬物である亜硝酸イソブチル及び亜硝酸イソペンチルを含有する液状物72本(合計重量約523g)を発見・摘発した。



連絡・問合せ先

横浜税関 調査部

特別審理官(第1担当): かわ あい
川 合

TEL045-212-6080

報道発表

平成28年2月19日
財務省

平成27年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

指定薬物の「輸入してはならない貨物」への追加に伴い
摘発件数が過去最高を記録

財務省は、平成27年の1年間に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

○ 1. 不正薬物等

- 不正薬物^{*1}全体の摘発件数は1,896件(前年比約4.9倍)と“過去最高”を記録し、押収量^{*2}は約519kg^{*3}(前年比18%減)と、“5年連続で500kgを超える”など、依然として深刻な状況

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(コカイン、ヘロイン、MDMA等)、向精神薬、指定薬物をいう

*2 錠剤型薬物を除いたもの

*3 薬物乱用者の通常使用量で約1,498万回分

〔指定薬物事犯〕

- 指定薬物^{*4}(いわゆる危険ドラッグ)は、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。摘発件数は1,462件と“不正薬物全体の約8割”を占め、押収量は約37kgを記録。

*4 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物(医薬品医療機器等法第2条第15項)

〔覚醒剤事犯〕

- 摘発件数は83件(前年比52%減)、押収量は約422kg(前年比23%減)と、いずれも減少

〔大麻事犯〕

- 摘発件数は122件(前年比23%増)と増加した一方、押収量は約34kg(前年比55%減)と半減

〔麻薬事犯〕

- 摘発件数は213件(前年比約2.3倍)、押収量は約26kg(前年比約4倍)と、いずれも増加し、特に摘発件数については“過去最高”を記録

○ 2. その他

- 知的財産侵害事犯として、商標権を侵害するバッグ等の密輸入事犯を11件告発
- 北朝鮮関連事犯として、壁紙の不正輸出事犯及び松茸の不正輸入事犯を告発

【参考資料】

◎ [平成27年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況\(詳細\)](#)

◎ [平成27年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況\(資料\)](#)

問い合わせ先

財務省関税局調査課 代表03-3581-4111
(内線) 5389